

資料館だより

平成10年(1998)
1月10日

編集・発行 武蔵村山市立歴史民俗資料館 〒208 武蔵村山市本町5-21-1 TEL 042(560)6620



1 みごとな枝振りを誇った昭和初期の様子



2 立ち枯れてしまった昭和40年代の様子

3 倒れて朽ちつつある現在の様子(平成9年)

写真展「なつかしの五郎松」

期間 平成10年(1998) 1月4日(日)～3月29日(日)

五郎松は本市との境界に近い埼玉県所沢市域(旧勝楽寺村)にあった黒松の巨木であり、武蔵村山市域に住む人々にも大変親しまれた名木でした。現在は、山口貯水池(狭山湖)用地内にあるた

めその姿を見ることができませんが、すでに倒れて朽ちつつあります。五郎松にはそがのころうとくがわ五郎太などの伝説もあります。それらを含め、五郎松に関する多くの情報をお寄せください。

特別展「村山で作られていた押絵羽子板」
おしえはごいた

平成10年(1998) 1月11日(日)～3月14日(土)

押絵羽子板は年末から正月にかけて床の間などに飾られました。女の子の出産祝いに嫁方の親や親戚などから贈られるものでした。武蔵村山市内には近年までこうした押絵羽子板を作る職人さんが

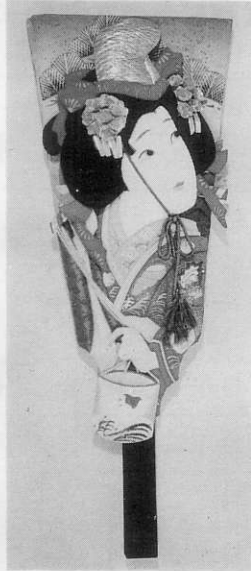
がいました。

資料館では、かつて市内で作られた押絵羽子板やそれらの製作道具を展示し、「ひな屋」と呼ばれた職人さんたちの技を紹介します。



1 「岩切 檉原」

作：井上磯雄氏・井上幸雄氏
長さ48.5cm



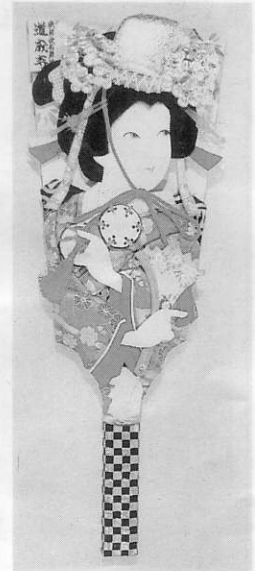
2 「汐くみ」

作：加園岩雄氏
提供：山崎栄作氏
長さ61cm



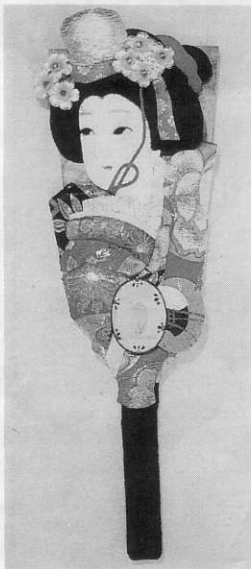
3 「とみ 裕」

作：柳下勝治氏
提供：加藤安義氏
長さ45.5cm



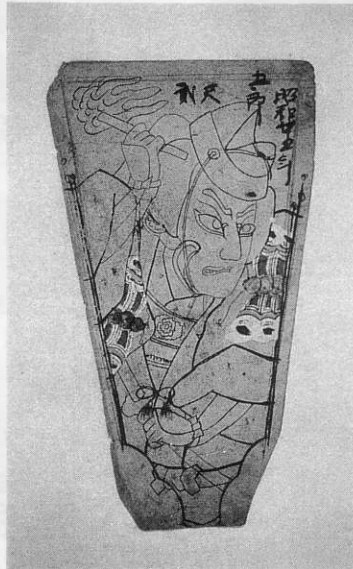
4 「どう じょう 寺」

作：内野昌子氏・内野一男氏
長さ61cm



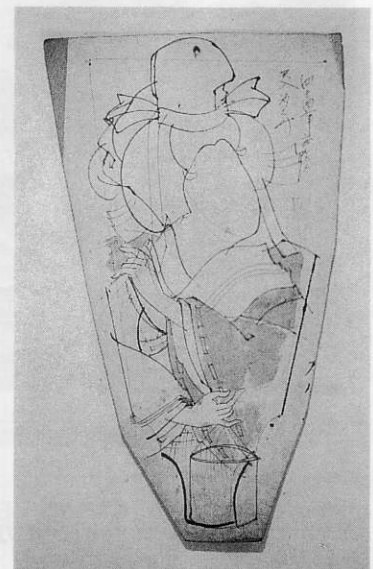
5 「あさ づま」

作：井上滝治氏
提供：井上松子氏
長さ39.5cm



6 下図「五郎」

(昭和25年)
提供：井上幸雄氏
長さ46cm



7 下図「汐くみ」

(昭和44年)
提供：柳下勝治氏
長さ45.2cm

三ツ木村の御用金騒ぎ

市文化財保護審議会委員 寺町 勲

御用金とは、江戸時代の領主が、富裕な商人や農民に臨時に課した、ほとんど強制的な借金のことです。利子をつけて償還することにはなりましたが、約束が実行されないことも多く、まとまった現金を用意しなければならないことから、農民には大きい負担になっていました。

ところで、三ツ木村私領名主であった水越久右衛門家には、次のような文書が残っています。

口 上

失礼ながら愚礼を以て申し上げ候、然れば去る六月中御地頭所より多分の御用金仰付けられ、小前一同集評仕り候処、御地頭所の義は先前より多分の御用金差出し、当節亦候御用金仰付けられ、何共御請け仕り難く一同決心罷り在り、然りては小前一同より惣代を以て歎願致すより外はこれ無く一同集評行届き、且は出府諸入用差支えのあり候ては惣代の者共の差支えにもこれあるべきと一同相心得、出府入用などには差支えこれ無き様、一同議定連印帳面名主忠蔵宅にて相認め罷り在り、然る上は私共惣代御頼みに付、去る八月中出府仕り、御屋敷へ罷り出で品々歎願奉り候えども、何様御免御聞濟みこれ無く、(中略)〔※へ続く〕

困り果てた惣代五左衛門と善兵衛は、三ツ木村と同じ大河内領であった久方村(現千葉県八日市場市の内)の惣代の者が、願書に名主の不正を書き添えたら御聞届けになったことを知ります。そこで嘆願の手段として同様の願書を差出したところ、地頭役所は名主忠蔵を呼び出して不正を糾され、二人は上総屋弥吉方に宿預けとなります。そして、近々御殿様御直々の御吟味がなされることを知った二人は、これに驚いて宿より逃げ出し、この書状を書くこととなります。

※是迄の次第惣代の者共甚だ不行届の姿に相成り候間、私共兩人村方へ立戻り御面会相成り難くと存じ、尤も是迄諸入用の差支えもこれ無く、各々様方より御丹精にて送り下さる金子多分に相成候ても、未だ御免にも相成らずなどと申し候ては、村方へ立戻り御面会相成り難くと存じ、私共兩人はたと差詰り何国なりとも逃去り候事に決心罷り在り候、右村方衆中様・兩人親共へ対し候ては大不孝に相当り、猶又忤共義は養年故万端行届かず誠以て残念至極には候えども、一応惣代に相頼

まれ罷り出で、畢竟私共身分取候ては村方治まらざる廉に相成るべきや計り難く、私共兩人申し訳御座無く候間、今日後何国に住居致し候哉日々心痛罷り在り、何様両家共跡式の義は前々同様に御目掛け下され永続相成り候様頼み上げ候、全く私共御上様へ対し奉り村衆中様逆も決して御恨み申さず、只々私共不行届故右様の次第に仕成し、此段何様御聞置かれ村方安泰に相治まり候様御一同様に御頼み申し上げ候、猶永日拝顔之節逐一御物語申し上げべく候、以上。〔(嘉永5年)子11月7日付、惣代五左衛門・善兵衛出、三ツ木村百姓代半平様・村方衆中様宛〕

しかし、その後は二人共、なんとか村に帰ることが出来、名主忠蔵と小前一同も和解し、中村五左衛門家は、酒造や質屋で財をなします。

なお、この時、五左衛門が地頭役所に提出した歎願書写の一部を紹介してみましょう。

乍恐以書付御歎願奉申上候

大河内鎌蔵知行所武州多摩郡三ツ木村小前惣代百姓五左衛門申し上げ奉り候、村方私共給分高式百五拾石、下総国久方村・足洗村・八日市場村・横須賀村右四ヶ村高五百石、都合七百五拾石知行高に御座候、然る処御殿様御勝手向御不如意に付、追々多分の御用金仰付けられ、小前末々迄困窮仕詰難渋罷り在り候処、尚又当五月中、知行所一統へ金五百両御用金仰付けられ、右金の内式百両村方へ仰付けられ候処、是迄再応の御用金仰付けられ、如何とも致すべき様御座無く、右御歎願ならびに久方村割元名主金杉利太夫殿・村方名主忠蔵義役権口口不正の取りはからいこれ有る趣申し立て、(中略)不正の廉篤と取り調べ、以来右様の義これ無く小前のもの共追々行き立ち候様仕り度存じ奉るに付、恐れを顧みず取り纏り御歎願申し上げ奉り候、(後略)〔(嘉永5年)子11月付、大河内鎌蔵知行所武州多摩郡三ツ木村小前惣代百姓五左衛門出〕

以上の2点の文書以外にも、中村五左衛門家に、歎願書下書・久方村名主金杉利太夫の不正訴状その他、この村方出入関係文書が約10点残されています。また、大河内家からの御用金下知書、村方からの御用金勘定書・御用金宥免願書など多数が、水越家より後期の名主であった野島家に残されており、御用金負担の重さが分かります。

(提示文書は読み下し文に直してあります。)

寄贈資料(平成8年度)

区分 番号	寄贈者	住所	寄贈品名	数量
1	清水元治	中央三丁目	村山大島図案型紙	25点
2	山崎栄作	三ッ木二丁目	ひな人形ほか	11
3	吉川五郎	三ッ木三丁目	内のぼりほか	7
4	乙幡泉	中央三丁目	平鍬ほか	7
5	永瀬永由	本町四丁目	掛軸ほか	4
6	比留間重夫	残堀二丁目	鯉節削りほか	263
7	指田和明	中央三丁目	板碑ほか	402
8	高橋和夫	神明三丁目	収繭毛羽取機	1
9	山崎一三	三ッ木一丁目	箕ほか	13
10	榎本光好	本町四丁目	アルバムほか	4
11	石川伊三郎	三ッ木一丁目	写真機	1
12	荒田武	岸一丁目	ダルマ	1
13	藤野義治	神明二丁目	釜ほか	4
14	村山織物協同組合	本町二丁目	書箱ほか	37
15	武蔵村山市婦人会 代表 野村ツギ子	中央二丁目	婦人会関係資料	22
16	浅見ハル子	所沢市山口	着物	1

資料館利用状況(平成8年度)

区分 月	開館日数	利用者数	市内		市外	
			人数	割合	人数	割合
4	23日	1,139人	750人	65.8%	389人	34.2%
5	23	779	454	58.3	325	41.7
6	25	1,099	515	46.9	584	53.1
7	24	906	485	53.5	421	46.5
8	26	1,306	638	48.9	668	51.1
9	22	561	250	44.6	311	55.4
10	19	693	304	43.9	389	56.1
11	23	943	465	49.3	478	50.7
12	21	438	196	44.7	242	55.3
1	22	593	304	51.3	289	48.7
2	22	868	510	58.8	358	41.2
3	24	740	385	52.0	355	48.0
合計	274	10,065	5,256	52.2	4,809	47.8